

## 短期入所サービスにかかる要介護認定の有効期間の半数を超えて 利用する場合の手続について

日頃より、介護保険行政にご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

従来、介護支援専門員は居宅サービス計画に短期入所サービスを位置付ける場合においては、要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えない日数にしなければならないとされています。

これを受け本市では、適正なサービス利用の観点から、要介護認定有効期間のおおむね半数を超えて短期入所サービスを利用する場合は、下記の手続により特別な理由を記載した理由書を提出していただくこととしておりますので遺漏のないようお願いいたします。

### 記

#### 1. 根拠法令

##### 【指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準 第十三条第二十一項】

介護支援専門員は、居宅サービス計画に短期入所生活介護又は短期入所療養介護を位置付ける場合にあっては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、短期入所生活介護及び短期入所療養介護を利用する日数が要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにしなければならない。

#### 2. 申請書類

##### ①短期入所サービスにかかる要介護認定等有効期間の半数を超える理由書

(理由書には、「※特別な理由」及び「特別養護老人ホーム等への入所待機状態」の記載をお願いいたします。)

※特別な理由にはこのような場合が考えられます。

- ・同居している家族等が高齢、疾病であるため十分な介護が出来ない
- ・利用者が認知症である、同居家族による介護が困難である 等

##### ②居宅介護サービス計画書（第1表～第3表）または介護予防サービス・支援計画表

#### 3. 必要な手続

短期入所サービスが要介護認定有効期間のおおむね半数を超えると判断される場合、超過月の前月までに、市介護保険課へ上記申請書類の提出をお願いいたします。また、超過月以降も短期入所サービスを引き続き利用される場合は、月毎に市介護保険課へ提出をお願いいたします。

#### 4. 留意事項

短期入所サービスを認定有効期間のおおむね半数を超えて利用している場合は、介護支援専門員として、利用者、家族とともに、今後の支援方針を十分に検討し、必要な援助を行っていただきますようお願いいたします。